

令和6年石狩市教育委員会会議（9月臨時会）会議録

令和6年9月18日（水）

開 会 13時30分

市役所本庁舎 401・402会議室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 佐々木隆哉	○		
委 員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委 員 根本壽夫	○		
委 員 坪田清美	○		
委 員 鈴木里美	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
学校教育部長	中西章司
学校教育部次長（学習指導担当）	澤口敏之
総務企画課長	笠井剛
学校教育課長	森本栄樹
教育支援課長	山本健太
学校給食センター長	高石康弘
社会教育課長	斉藤晶
市民図書館副館長	岩城千恵
総務企画課総務企画担当主査	市川樹一朗
総務企画課総務企画担当主任	賀野晃

○傍聴者0人（公開）

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 財産の取得の件（追認）について

議案第 2 号 石狩市学校給食センター運営委員会への諮問について

開会宣告

（佐々木教育長）

ただいまから、令和 6 年教育委員会会議 9 月臨時会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）

日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、これは根本委員にお願いをします。

日程第 2 議案審議

（佐々木教育長）

日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 財産の取得の件（追認）について

（佐々木教育長）

議案第 1 号 財産の取得の件（追認）について、事務局より提案説明をお願いします。

（森本課長）

私から、議案第 1 号 財産の取得の件（追認）についてご説明いたします。

法令により、予定価格が 2 千万円以上の財産を取得する場合には、議会の議決を経た上で、購入することとなっております。

今年度、小学校の教科書改訂に伴い、教職員用の指導書と教科書を購入するに当たり、価格が 2 千万円を超えておりましたが、手続を失念しており、法令違反状態を是正するため、議会に議決を求めるものであります。

担当課では、複数の書籍を購入していたため、この条例の規定に該当しないものと認識しておりましたが、他自治体で同様事案が発生している報道等を受け、

確認したところ、当市においても判明したところです。

過去の状況も確認しましたが、同様の事例はありませんでした。

前回の改訂は4年前になりますが、当時の購入価格は約1千5百万円を超えておらず、今回は価格が約1.9倍上がり、2千万円を超えたところであります。

本日臨時会終了後、報道機関等に公表することとしております。

教育委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(松尾委員)

これまでは該当しなかったということですか。

(佐々木教育長)

はい。今回は全国的に色々な自治体で同様の事例が判明しました。

(松尾委員)

当市においては、今回単価が上がったため該当したということですね。ちなみに中学校は来年度にあるのですか。

(森本課長)

はい。ただ、中学校は過去改訂のあった平成28年度と令和3年度の実績がそれぞれ8百万円程度であったため、仮に価格が2倍程度となった場合であっても、2千万円は超えないものと考えております。

(松尾委員)

わかりました。

(坪田委員)

今回の件は、取得から配布までが短期間ですが、財産取得という認識になるのですね。配布対象は誰になるのですか。

(森本課長)

教師用の指導書です。配布基準は、クラスに1冊などとなっています。

(坪田委員)

これは次回見直しまでの4年間引き継いでいくということですか。

(森本課長)

クラス数が増えるなどあれば追加します。来年度以降、小学校でクラス数が増えますので、追加分を購入し、各学校に配布します。

(松尾委員)

一度購入したものは、例えば1年1組用として置いてあって、次年度、担任の先生が変わってもそのまま使用するということですね。

(坪田委員)

それで財産取得ということですね。

(森本課長)

消耗品も財産の一つとなります。当市では、全学校分を市教委でまとめて購入しております。

(松尾委員)

教科書ごとの発行会社が違う場合であっても、供給は(株)北海道教科書供給所からになりますか。

(森本課長)

(株)北海道教科書供給所が色々な会社の教科書を取り扱っておりますので、すべて取りまとめた上で、契約をしております。

(坪田委員)

一年以内に消費する物であっても、2千万円を超えるものであれば、財産となるということですね。

(佐々木教育長)

議案のタイトルは財産取得となっておりますが、法律上は「動産」という言い方になります。そのため、消耗品であっても2千万円を超えれば議決が必要ということです。

(坪田委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

法令に基づいて執行しなければならない立場としましてはお恥ずかしい話ですが、第3回市議会定例会の最終日に議案として提出します。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第1号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第1号について、原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市学校給食センター運営委員会への諮問について

(佐々木教育長)

次に、議案第2号 石狩市学校給食センター運営委員会への諮問について、事務局より提案説明をお願いします。

(高石センター長)

私から、議案第2号 石狩市学校給食センター運営委員会への諮問についてご説明いたします。

令和6年9月19日に開催予定の石狩市学校給食センター運営委員会に、本諮問を行いたく、事務委任規則に基づき議決を求めるものでございます。

議案にあります諮問案の他、諮問資料として1から2ページ、参考資料として3から6ページとなっております。

諮問案は、令和4年より顕著となっております物価高騰の影響を考慮し、今後の学校給食費単価の適正な水準についてご審議頂きたいという内容であり、ま

た、栄養価はもちろんですが、食にかかる地域の多様性や文化、魅力など、食育を考慮し、運営委員会にはご審議頂きたいと考えております。

なお、昨年は12月に「適正な水準」について答申を頂き、その答申に基づき、今年度は国の物価高騰対策の臨時交付金を活用することにより、学校給食費については、従前の一食単価を据え置いております。

資料の1ページをご覧ください。

上段、「北海道地方の消費者物価指数（食料）の推移（年単位）」をご覧ください。昨今の指数の推移についてですが、平成22年から令和元年では10年をかけてプラス12.7%ですが、ここ数年は2年でプラス14.3%、また、直近のデータで2年と7か月で17.8%となっております。また、下段の表は、「当該指数の推計（年単位）」となりますが、2020年、令和2年がこの指数における基準年となっており、ここを100と見た指数となっております。

なお、現行の給食費単価は、令和2、3年の2年間の平穏な動向と、そこより過去の10年程度を参酌し設定し、令和4年4月より施行しているところです。

最新データは令和6年7月となり、それを基に算出しております黄色の網掛け表示部分が、推計となります。太字の対基準年変化率の行となりますが、右側に、参考R5.11 諮問時点とありますが、この行は昨年お示しした数値となります。

最新データでは、令和6年は17.757%の上昇であり、赤色の枠の昨年に答申頂いた変化率13.488%との差が4.269%となり昨年の想定以上の上昇となっております。

また、令和7、8年については、注意書き、※印の2つ目にありますよう、これまでの長期に渡るデフレからの脱却、賃上げ等の国の方向性により示されている、上昇率2%を単純に加えた推計値となっております。

資料の2ページをご覧ください。

上段の表「児童生徒1人当たりの単価」ですが、太字の現行の給食費単価に、先ほどの対基準年変化率を掛けたものが、変化率に基づく推測数値となります。各年、左側がその単価、右側が現行単価との差額を表しています。

R4、R5推測、及び太枠で囲っております参考提示①、参考R6（現適正水準）に示しております現行差額については、国の臨時交付金で賄っているというイメージになります。

また、参考提示②から④は、令和6、7年推測またその平均の変化率を掛けた推測単価であります。

下段の表「児童生徒1人当たりの年間額」ですが、上段の単価に対し、年間最大食数である195食を掛けた、年間額の目安となります。

運営委員会には、この2ページの表の参考提示①から④までの幅で、事務局と

して考えうる適正な水準の範囲ということで参考にお示しし、今後の学校給食費単価の適正な水準をご審議頂きたいと考えております。

参考資料 3 から 6 ページについて説明させていただきます。

3 ページ上段、「●これまでの給食費の改定状況」です。令和 4 年に改定した額が現在の保護者負担単価であり、昨年の答申を受け、令和 6 年度より、適正な水準を明示し、現単価を据え置きとしております。

下段の「●管内市町村給食費単価一覧」は、令和 6 年 8 月時点における、札幌市を含む現行の実際に保護者が負担している単価の一覧となり、高い順に表示しております。

なお、表中の R 6 想定必要単価の行については、本市での「適正な水準」に相当する部分であり、この部分は公表していない自治体もあることから、右側の備考欄にその範囲を記載しております。

続いて、4 ページをご覧ください。先ほど 1 ページで説明しました、「北海道の消費者物価指数、食料」と、その内訳の主な項目について、食料の指数が 100 を下回ることがなくなった令和 3 年 9 月から、直近の令和 6 年 6 月までの 3 カ月ごとの推移となります。また、5 ページには、このグラフの数値を掲載しており、参考値として、直近の令和 6 年 7 月のデータも掲載しております。

続いて、6 ページをご覧ください。「●給食費の内訳の推移」となりますが、この内訳は、年間を通し給食を調理する目安として押さえているものとなります。

左側の表ですが、表の右側にある小、中学校の 4 区分の給食費単価に対する給食費の内訳を、主食、牛乳、副食と大きく 3 分割し、その額と、各表の下には 4 区分を平均した割合を表示しております。

令和 6 年度は 2 つ掲載しており、(適正な水準) は、実際に給食調理に必要な費用、(給食費(保護者負担)のみ) は、保護者から頂いている費用のみとして記載しております。

また、石狩センターが稼働した平成 29 年度と、現行単価を施行した令和 4 年度を記載しております。

下の破線内に記載しておりますが、主食と牛乳は固定的な経費であり、この部分を単価より差し引いた額が副食費となり、概ねここで日々のメニューのバリエーションを作るイメージとなります。

この「●給食費の内訳の推移」は、近年、この副食費が圧迫されている状況の説明となります。

例えば、右側下の緑色枠、H29 と R 4 の差ですと、H29 に副食が 67.32% であったところ、R 4 では 64.26% であり、その差▲3.06% の分、副食が圧迫されているという見方となります。

R 6 年度ですが、適正な水準まで給食調理に必要な費用を上げずに現行単価

で行った場合が、R 6（給食費のみ）の表とグラフになりますが、右側の真ん中の青枠（給食費のみ）のH29とR 6の差で、副食が▲7.77%、その上の、（適正な水準）では▲2.96%となり、右側の一番上、オレンジ枠は（適正な水準と給食費のみの差）ですが、ここでお示ししていますのは、適正な水準まで公費を活用し、実際に給食調理に必要な費用を押し上げる事で、なんとか副食の圧迫を緩和し、概ねR 4の副食の割合と同程度となっている、またそのような現状ということです。

また、先にご説明しましたが、物価上昇は直近7月のデータで、現行の適正な水準の想定を既に超えているような状況です。物価上昇により費用の上限がある中、副食は一層圧迫されるものと想定されます。

これまでも、栄養価はもちろんですが、食にかかる地域の多様性や文化、魅力などの、食育の視点も配慮しながら、様々な努力を重ねてきたところであり、今後においても引き続き努力はするのはもちろんであります。このような状況を踏まえ、本議案の提案をさせて頂いております。私からは、以上です。

（佐々木教育長）

ただいま、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

（松尾委員）

3ページ、管内の市町村給食費単価一覧ですが、札幌市が入っているのがすごく良いと思います。

石狩の場合は、保護者負担を抑えている状況があると思われませんが、他の市町村でも同じような措置はされておりますか。

（高石センター長）

石狩管内の状況を確認する中で、本市と同じような考え方で、実際の調理に必要な額を何かしら措置しているという状況です。

（松尾委員）

単価はそれぞれ変わるとしても、金額は下げているということですね。

（高石センター長）

はい。

(松尾委員)

わかりました。

(佐々木教育長)

国の物価高騰対策に係る交付金の使い方例として「給食費」が入っておりますので、多数の市町村でも行ってます。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

(坪田委員)

公費負担の部分で、国からの臨時交付金と市の補填額の割合は、どうなっていますか。

(高石センター長)

石狩市において、物価上昇相当部分は交付金で賄っております。

(坪田委員)

今回の諮問内容はどのようなものになるのですか。

(佐々木教育長)

物価上昇を踏まえて、適正な水準の給食費がいくらか諮問します。

物価高騰の交付金を充当しているため、本市の負担は安くなっておりますが、現行の適正水準額では厳しくなっておりますので、諮問するところです。

(高石センター長)

適正な水準というのは、本来あるべき給食費という想定です。保護者負担額については、令和4年度に設定した単価を据え置いている状況で、保護者負担額と適正水準の差額について、交付金を使わせていただいております。

今回は、給食を現状維持した形で提供するためには、適正な水準や給食費について、どの単価だと現状維持できるのか諮問します。

(松尾委員)

諮問を受けた側が、価格を議論するということですか。

(高石センター長)

資料中の参考例示①～④までが、事務局としての考えを例示しております。

(中西部長)

あくまでも推測値となりますので、推測をどう考えるか、方法はいくつかありますよねという例をお示ししているものです。

(松尾委員)

わかりました。現行は適正水準との差額を国からの交付金で賄っている状況ですが、この差額が上がった場合、さらなる国から交付金があるのか、市が賄うのか、保護者負担を求めるのか、現時点ではどのようなことが言えますか。

(中西部長)

あくまでも、今回は臨時交付金で措置させていただきましたが、来年度も同様の交付金があるのかは不明であり、公費投入により現行維持し段階的に措置するかは市全体の判断となりますので、教育委員会の立場として言えることは現状ありません。基本的に、食材費は保護者負担と考えております。

(松尾委員)

保護者負担が上がる想定の話をする必要がありますが、最終的にどうなるかはわからないということですね。

(中西部長)

保護者負担を上げたくないというのは、我々も思っておりますが、食材費がないと給食の内容を変更せざるを得ないという現実をどう捉えるか、という問題になりますので、充実した給食を提供するにはそれなりの費用が掛かることをご理解いただく必要があると思います。負担を下げることで、栄養価が足りなくなることは問題と思います。

(坪田委員)

現状の給食を維持するには、費用が足りないということを理解していただくということですね。

(中西部長)

今年の春に、あくまでも臨時的な措置として給食費を据え置いていますという説明を保護者の皆様へさせていただいてます。来年度は適正な水準まで給食費をいただければならないという現状です。

(坪田委員)

今回諮問し、実際に動き始めるのは、令和7年度ということですね。

(佐々木教育長)

はい。金額的に献立の中でどれだけ幅をもたせられるか、事情を聞きながら相談していただくことになると思います。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

ご意見等がないようですので、議案第2号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、議案第2号について、原案どおり可決しました。

以上で、日程第2 議案審議を終了いたします。

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上で、9月臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年教育委員会会議9月臨時会を閉会いたします。

閉会14時10分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年12月25日

教 育 長 佐々木 隆哉

署名委員 根本 壽夫